

研究室管理内規

制定 平成 7. 1.27

(趣旨)

第1条 この内規は、施設管理規定に基づき、研究室の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 研究室の管理者は、在室教員とする。

2 2人以上の教員が在室する研究室にあつては、上位者を管理者とする。

(遵守事項)

第3条 研究室の管理者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 研究室においては、常に静粛、整頓、清掃を厳守しなければならない。
- (2) 危険薬品の保管は特に注意し、薬品等の使用は消費節約を心がけなければならない。
- (3) 機械器具の取り扱いは、丁寧にし、破損、亡失しないように心がけ、ガス、電気、水道等に故障を認めた場合は、直ちに施設管理責任者に申し出なければならない。
- (4) 定時外、又は休日に研究室を使用するときは、あらかじめ施設管理責任者に届け出て学長の許可を得なければならない。
- (5) 退室する際は、盗難、火災、その他の災害の防止に注意し、危険のおそれがないことを確認しなければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成7年1月27日から施行する。
- 2 研究室規程（昭和33年4月1日制定）は廃止する。